DV(ドメスティック・バイオレンス)を知っていますか？

男女共同参画センターでは、生き方や仕事、人間関係など様々な相談に応じ、相談者自らが問題を整理していくお手伝いをしています。
DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談は、当センターの相談総件数の約2割（平成21年度）を占めています。
DV（ドメスティック・バイオレンス）は犯罪であり、重大な人権侵害です。

Q1 ＤＶとは何ですか？

配偶者など親密な関係にある人（配偶者・内縁の夫・妻・婚約者・恋人等）からの暴力のことをＤＶといいます。

Q2 どのような行為がＤＶなのですか？

ＤＶは、身体への暴力だけのことをいうのではありません。ＤＶには、下記のように4つの暴力形態があります。

身体的暴力
- 殴る・蹴る
- 髪をつかんで引きずり回す
- 首を絞める　・・・など

精神的暴力
- 「殴るぞ」「別れるなら殺す」などと脅かす
- 「お前はバカだ」などと無能であると思わせる
- メールの内容を勝手に見たり、携帯電話を取り上げる　・・・など

経済的暴力
- 生活費を渡さない
- お金の使い道を細かく説明させる　・・・など

性的暴力
- 性的行為を強要する
- 無理やりポルノビデオ等を見せる　・・・など

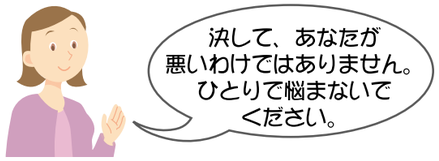

Q3 なぜＤＶが起こるのですか？

男性・女性という性別役割分担意識、つまり、「男ならこうあるべき」「女ならこうあるべき」といった歴史的な男女関係と、経済力の差がＤＶを引き起こす原因と考えられています。

Q4 配偶者からの暴力は、夫婦間の問題（個人的な問題）ではないのですか？

配偶者からの暴力だからといって許されることではありません。暴力は、人権を侵害する犯罪です。

今まで、配偶者からの暴力は、家庭の中での問題、個人的な問題として見過ごされてきました。
どんな場合であっても、暴力は許されることではありません。
みなさんの周りで、配偶者からの暴力で悩んでいる人がいたら、または、あなた自身が悩んでいるのならば、下記の相談機関までお電話下さい。

- **大津市男女共同参画センター**
  077-528-2615
- **大津市福祉子ども部子ども家庭課**
  077-528-2686
- **滋賀県立男女共同参画センター**
  0748-37-8739
- **滋賀県中央子ども家庭相談センター**
  077-564-7867
- **緊急の場合は、警察（110番）へ**

編集後記

男女共同参画の情報紙『ハーモニック　おおつ』VOL.2をお届けします。
今回は、おおつ男性会議の代表世話人としてご活躍されている新庄さんの男女共同参画に対する取組みや想いとDV（ドメスティック・バイオレンス）についての内容を紹介しました。
これからも、大津市の男女共同参画の現状やこれから実施する事業など、多彩な情報を分かりやすくお伝えしたいと考えています。

発行：平成22年6月

大津市政策調整部 男女共同参画課
〒520－0047
大津市浜大津四丁目1－1 明日都浜大津1階
TEL 077－528－2615
FAX 077－527－6288
E-mail　otsu1006@city.otsu.lg.jp

男女共同参画宣言都市 大津 情報紙

ハーモニック おおつ
harmonic

Vol.2
2010.6.23

平成21年度　男女共同参画の絵画　入賞作品

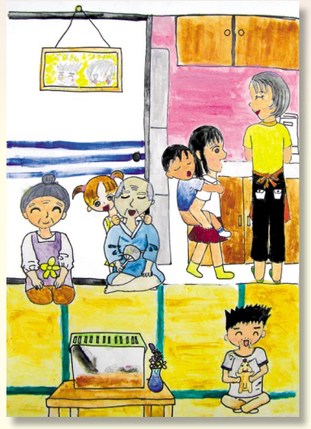

優秀賞　田茂井（たもい）　あゆみさん　小野学区在住

最優秀賞　米田（よねだ）　佑馬（ゆうま）さん　仰木の里学区在住

優秀賞　松浦（まつうら）　あや子さん　南郷学区在住
栗田（くりた）　優香（ゆうか）さん　南郷学区在住

平成21年度　男女共同参画の標語　入賞作品

最優秀賞「手をつなぎ　協力しあう　参画社会」　田中（たなか）　嘉穂（かほ）さん　志賀学区在住

優秀賞「男と女　ひとつ輪になる　共同参画」　門木（かどき）　隆明（たかあき）さん　平野学区在住

優秀賞「家事参画　明日の幸せ　我が家から」　山﨑（やまざき）　茂子（しげこ）さん　南郷学区在住

平成22年度も男女共同参画の絵画と標語を募集します！（詳しくは2、3ページ）

毎年６月２３日から２９日は国の「男女共同参画週間」です。

※「ハーモニック　おおつ」の由来…昨年度の本紙創刊にあたり、男女共同参画課で一般公募を行い、決定したものです。
大津の街に住む人々がハーモニーを奏でるように調和した社会を築いていこうという思いがこめられています。
※国のロゴマークの由来……昨年度、男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、内閣府男女共同参画局が一般公募を行い、決定したものです。
男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いがこめられています。

男女共同参画社会とは

平成11年に施行された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

大津市の取り組みは

大津市では、平成10年に市議会において「ひとが輝く男女共同参画都市宣言」が全会一致で可決されました。また、平成13年3月に計画期間を10年間とした「大津市男女共同参画推進計画（おおつ　かがやきプラン）」を策定し、男性と女性が対等なパートナーとして認め合い、あらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現を目指し、全庁的な取り組みとして各種施策を展開してきました。

また、平成15年には、「日本女性会議2003おおつ」、平成19年には、「全国男女共同参画宣言都市サミットinおおつ」と全国規模の会議を開催し、男女共同参画意識の一層の高揚と啓発を図ってきました。

新たな計画「第2次大津市男女共同参画推進計画」を策定します

平成22年度末で「おおつ　かがやきプラン」の計画期間が終了することから、その基礎資料とするため、昨年7月に市民意識調査を実施しました。また、本年3月には、有識者等で組織される大津市男女共同参画懇話会から、今後、大津市が男女共同参画施策を推進していく上で課題と考えられる5つの視点から検討を加え、取組みが必要と考えられる具体策について提言がなされました。

本市では、意識調査結果や懇話会からの提言をもとに、「第2次大津市男女共同参画推進計画（おおつ　かがやきプランⅡ）」を今年度に策定します。

大津市男女共同参画懇話会からの提言

1　政策や方針決定過程への女性の参画促進
2　家庭・地域における男女共同参画の推進
3　働く場における男女共同参画の推進
4　男女間におけるあらゆる暴力の根絶と人権の尊重
5　多様な主体との連携・協働による男女共同参画の推進

＊市民意識調査結果及び大津市男女共同参画推進懇話会からの提言は、市ホームページでご覧いただけます。

～啓発から実践へ～
家庭を愛し、仕事に励み、地域を大切に

おおつ男性会議代表世話人　新庄（しんじょう）　博志（ひろし）

『啓発から実践へ』、今の男女共同参画の大きな流れです。ワーク・ライフ・バランスという言葉も次第に定着し、まさに仕事と生活の調和が、日々の暮らしの中の幸せの大きなポイントになりました。男女共同参画を取り巻く環境や社会の認識が随分と深化してきたことは喜ばしいことです。

私が男女共同参画に関わるようになったのは、青年会議所を代表して大津市男女共同参画懇話会の委員になったことです。当初はその言葉の意味すら知るよしも無く、女性委員の方々が活発に意見を述べられ、ただただ驚いていたことを記憶しています。2期目のときに、大津市で日本女性会議を開催しようとの機運が高まり、懇話会で開催を発起しました。250名もの市民による実行委員会では副実行委員長の立場で、足掛け3年まさに喧々諤々の状態でしたが、おかけで「日本女性会議2003おおつ」は、20周年にふさわしい盛大な大会となりました。今でも各地の関係者にお会いしますと、「いい大会でしたね」と、声を掛けてもらえます。

実行委員会をとおして、多くの心ある市民ボランティアや行政職員さんと親しくなりました。市民と行政のパートナーシップを体現した経験は、後々も様々な分野で大変大きな糧になっています。大津市には、自分たちのまちのためにと親身を尽くしておられる方がたくさんおられることは、大きな誇りです。

日本女性会議を契機に、男性ばかりの実行委員が親交を深めようと「おおつ男性会議」を2004年に立ち上げました。会の立ち上げと機を同じくして大津市が始めたパワーアップ活動支援事業に選ばれ、活動の糧を得られたことで、社会に事業を発信できるようになりました。

「家庭、職場、地域」に、もっと男女共同参画の理念の理解を広げようと、小学校を一日お借りし三世代交流による学校生活再現事業や、防災や復興にも男女共同参画の視点を取り入れようと、講演会や防災訓練を実施しました。防災かるたや結のすごろく、日めくり川柳など、啓発ツールも揃えていきました。ここ2年は源氏物語千年紀にちなみ、全国から恋文を募集し優秀作を冊子にまとめました。会員もこの6年の活動を通じて、人に社会にしっかりと向き合うようになりました。

私が「男女共同参画」と出合って10年。この漢字6文字があまりにも堅いためか、一見取っ付き難そうです。一方で男女共同参画＝女性問題、少子高齢化問題と片付けるのはあまりにも息苦しく、収束的です。無論両者は男女共同参画の軸足です。今でもDV被害は絶えませんし、男性の自殺者の数も尋常ではありません。だからこそ次から次に新しい課題や言葉が生まれています。一人ひとりが輝きながら安心して暮らせること。この大きなテーマこそGDPの大きさでは測れない幸せの尺度だと思います。

これからも家庭を愛し、仕事に励み、地域を大切にする生き方、暮らし方を求めて、たくさんの仲間とともに大津で活動を続けたいと思っています。

男女共同参画の絵画と標語を募集します。

その取り組みの一つとして、毎年、男女共同参画都市宣言が決議された9月22日から1か月間を『大津市男女共同参画推進月間』と定め、様々な事業を実施しています。月間中の事業の啓発に使用するため、家庭・地域・職場・学校で、男性と女性が支え合う場面を表現した絵画と標語を募集します。最優秀・優秀作品には賞状と記念品をお贈りします。ご応募、お待ちしています！

❶ 応募資格
市内に在住・在勤・在学の方

❷ 作品規定
作品は、応募者ご本人のオリジナル作品で未発表のものに限ります。

（1）絵画は、白地の画用紙（四つ切り382mm×542mm）を使用してください。色彩及び画材は自由です。作品は縦長、横長のいずれかで作成してください。

（2）標語は、一人3作品まで応募できます。

❸ 応募方法
（1）応募作品の裏面に、住所・氏名（未成年の場合は保護者名も）・学校名・学年・連絡先と作品で表現したことを簡単に記入して**8月20日（金）**までに、大津市男女共同参画課に届けるか郵送してください。

（2）標語は、はがきまたは、ファックス、E-mailでも応募できます。

❹ 表　彰
（1）応募作品は、審査委員会で審査を行い、最優秀作品1点と優秀作品数点を選定します。

（2）最優秀作品には賞状と記念品（5千円分の図書カード）を、優秀作品には賞状と記念品（3千円分の図書カード）をそれぞれ贈ります。

❺ その他
（1）入賞作品の著作権は、大津市に帰属します。

（2）応募いただいた作品は、返却しません。

（3）最優秀および優秀作品は、市の男女共同参画の啓発資料に活用します。

（4）応募者の個人情報は、大津市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。ただし、応募作品は、生涯学習センター（9月23日から9月25日の期間）や男女共同参画センターにおいて、展示する際に「氏名と学年・学校名（または居住学区）」を掲出します。

（5）応募作品の送付及び問合せ先

〒520-0047 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階
大津市政策調整部 男女共同参画課　　電話 528‐2615　FAX 527‐6288　　E-mail otsu1006@city.otsu.lg.jp